

風水害等の非常時の体制について

以下の状況が発生した場合に避難所を開設する場合があります。

- ①局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- ②大雨、暴風等の特別警報が発表されたとき
- ③JR等の公共交通事業者の判断で運行中止となり、
帰宅困難者が発生したとき

※状況に応じて開設する避難所が異なる場合があります。

詳細については当日の各案内所にお問い合わせください。

※避難所は緊急時にのみ開設され、通常の休憩スペースではありません。

円滑な行事運営にご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

八尾スポーツアリーナ
八尾コミュニティセンター



八尾行政
サービスセンター